

令和6年9月20日（金曜日）
予算決算委員会経済観光分科会
第4委員会室

出席委員

竹中由佳、中西祥子、阿山正人、八木隆次郎、
石見和之、宮本吉秀、杉本博昭、嶋谷秀樹、
西村しのぶ

【経済観光委員会（農林水産環境局）の審査】

開会 10時55分
農林水産環境局 10時55分
送付議案説明

- ・議案第96号 令和5年度姫路市一般会計決算認定について
- ・議案第97号 令和5年度姫路市卸売市場事業特別会計決算認定について
- ・議案第107号 令和6年度姫路市一般会計補正予算（第3回）

質疑 11時08分
（質問）

美化運動推進経費の不用額の主なものは、4トンダンプの購入費用の未執行によるものとのことだが、未執行の理由は何なのか。

（答弁）

昨今の資材不足等の影響により令和5年度中に納入が間に合わず、4トンダンプ2台分の購入費が未執行となったものである。

（質問）

車両が納入されなかった期間、業務に支障は生じなかったのか。

（答弁）

車両納入が遅れた期間については、廃棄予定としていた車両を継続して使用することにより対応し、業務に影響は出ていない。

令和6年度購入分については既に契約し、年度内に納車されることとなっている。

（質問）

令和5年度姫路市卸売市場事業特別会計の商工費不動産売払収入が皆減となっている。令和4年度に引き続き令和5年度においても場外賑わい施設用地の

売却ができなかった現状について、どのような分析をしているのか。

（答弁）

当初は、新市場の開場に合わせて、民設民営の賑わい施設用地として売却する予定であったが、コロナ禍の影響や物価高騰などの社会情勢により、プロポーザルに参加する民間企業が現れなかった。

かつては賑わい施設事業に参入を希望する場内事業者もいたが、新市場への移転に多くの費用がかかり、現在は賑わい施設にまで手が回らない状況である。

現在、令和7年度以降10年間の市場の経営戦略を立てているところであり、その中で、どのようにすれば外部の民間企業が参入しやすくなるのか、場内事業者と協議しているが、外部の事業者からの関心も少なく、難しい状況である。

（質問）

今後の賑わい施設の事業者募集に当たっての方向性はどのように考えているのか。

（答弁）

当初の計画どおり、民設民営の施設として進めていきたいと考えている。

また、当該施設は新市場と連携しながら地域ににぎわいを創出するものとしていきたいと考えているので、その在り方について場内事業者と協議を進めつつ、参入を希望する企業があるのかなど状況を見極めながら、募集の時期を検討していきたい。

（質問）

当初、場外賑わい施設は、新市場のにぎわい創出のためだけでなく、姫路市の観光の目玉にもなるような施設として計画されていたと認識している。

また、新市場が完成すれば取扱量も右肩上がりが増えるとも言われていたが、実際は減ってきている状態である。

コロナなどの様々な要因があったにせよ、手を挙げてくれる企業が現れるのを待っているだけではなく、当初の計画からかけ離れた状況であることを念頭に、対応策を示すべきであると思うがどうか。

（答弁）

委員の指摘のとおりであるが、場外賑わい施設を民設民営とする以上、どうしても参入を希望する企業が現れないことには計画を前に進めることは困難であ

る。

しかしながら、同施設によって新市場がにぎわうと、地元地域も活性化するという事で、周辺事業者及び地元住民も大きな期待を持っていることから、まずは新市場との連携の在り方について場内事業者と協議を進めつつ、その中で周辺事業者や地元住民など様々な意見を取り入れながら進めていきたいと考えている。

また、先日の市民感謝デーでは渋滞が発生し、地域住民に迷惑をかけてしまったので、現在ビオトープ状態にある賑わい施設用地に土を入れ、暫定的に駐車場に利用できないか事業者と協議している。

さらに暫定的な運用として、イベント用地として活用するなどにぎわいを広くアピールし、同用地がそういった活用に適した場所であるということを事業者理解してもらえれば、手を挙げる事業者も増えてくるのではないかと考えている。

(要望)

そのまま放置することは非常にもったいない。様々な工夫をし、一日も早くビオトープ状態が解消できるようにされたい。

(質問)

卸売市場事業特別会計の歳入の電気・水道料金等償還金について、予算額約2億7,600万円に対し、収入済額が約1億1,500万円と大きく乖離している理由について説明してもらいたい。

また、収入未済額は、電気・水道料等償還金の滞納分で、現在収納に向けて調整中とのことであるが、その件数と滞納となった要因は何なのか。

(答弁)

電気・水道料金等償還金の予算額と収納済額との乖離については、旧市場は冷房がなく井戸水利用の施設であったが、新市場は全館空調かつ上水道利用の施設であるため、光熱水費等の見通しが不明で、予算額に余裕を持って編成していた。あわせて、場内事業者が市の想定よりも節約に努めたこともあり、結果的に大きな差が生じてしまったものである。

電気・水道料金償還金の未収納額については、滞納となっている事業者が4者あり、滞納理由としては新市場への移転に当たり廃業した事業者が一時的に納付困難となったためである。

しかしながら、それぞれ既に一部納付済みであり、令和6年中には完納される見込みとなっている。

(質問)

新市場の光熱水費の不用額が約1億5,800万円もあることについて、予算額の算出に当たり、事前の施設のランニングコストの精査が不十分であったのではないか。

新たに大規模な施設を整備する際には、ランニングコストもしっかりと精査しておくべきであると思うがどうか。

(答弁)

予算額の算出に当たっては、様々な指標を用いて計算したものである。場内事業者が熱心に節約に努めたことも要因の一つではあるが、結果として多額の不用額が出たことは反省している。

(要望)

今後は実態に則した予算額となるようしっかりと精査されたい。

(質問)

長らく路上喫煙過料の徴収を続けているが、歳入は11万6,000円と少額である。この過料の徴収にどの程度のコストがかかっているのか。

また、費用対効果が悪いのではないかと予想するが、同過料に対する今後の方向性はどのように考えているのか。

(答弁)

同過料の徴収に当たっては、指導員4人の人件費として年間約1,000万円程度かかっており、当初600件程度あった徴収件数が現在117件まで減少していることを考えると、費用対効果は非常に悪いと考えている。

徴収件数が減少している要因は、路上喫煙の規制区域の周知が進み、区域外で喫煙する人が増えているのではないかと考えている。

今後は、過料の増額もしくは、啓発に努める形に切り替えるなど、より効率的な方策について検討していきたい。

(要望)

この取組の目的は、同過料により市の歳入を増やすことではなく、区域内の路上喫煙者を減らすことであるため、指導員の人件費と同過料の徴収額だけを見て

費用対効果を評価することはできないが、現状を見ると区域外で路上喫煙をする人が増えており、例えば禁止区域を広げるなど根本的な見直しが必要であると思われる。

この取組を続けるのであれば、路上喫煙者を減らすという観点での費用対効果を上げる対策が必要であると思うし、やめるということも検討する必要があると思うので、しっかり検討し、今後の見通しを示してもらいたい。

(質問)

網干健康増進センターの利用状況はどうなっているか。

(答弁)

現在はコロナ禍以前の水準まで戻っている。

(要望)

利用者数が戻っているということで安心しているが、今後施設の老朽化が進めば、リニューアルに多額の費用もかかる可能性があることから、しっかり見通しを立てられたい。

(質問)

市場施設整備事業費の主な支出に、新市場周辺地域の交通量調査とあったが、同調査の目的について説明してもらいたい。

(答弁)

同調査は新市場の場内と場外それぞれの交通量を調査するもので、場内調査については定期的に実施しているものである。

場外調査については、平成 29 年に新市場移転に伴う地元への交通負荷の確認のために実施した調査の結果と、移転後に実際に発生している交通量を比較することを目的としている。

また、昨今、新市場周辺の民間企業が大規模な事業拡大を行っており、工事・通勤車両が増えていることから、交通量の増加に対する新市場関係車両の影響を把握し、地元住民へしっかり説明をするために調査を行ったものである。

(質問)

どのような分析結果となったのか。

(答弁)

まず、新市場関連車両については、平成 29 年調査時には往復約 6,000 台を予想していたが、新市場への

移転事業者が半数になったことから車両台数も往復約 3,000 台となった。

また、浜手緑地公園内を縦断して整備した新アクセス道路により、周辺の生活道路への侵入もなく、新市場関連車両については問題がない状況である。

しかし、周辺企業の従業員数の増加による通勤車両や周辺企業の大規模工事の工事車両など新市場周辺の交通量はかなり増加しており、これらの調査結果を地元の自治会などに報告し、当初心配されていた市場車両の影響は少ないことを説明した。

(要望)

市場の車両による地元への交通負荷については、予想より影響が少ないということで安心した。

しかし、今後は新たな民間企業も入ってくるため、別の視点で交通負荷への対策を考える必要があると思われる。

企業誘致の観点から見ると、例えば観光経済局と連携して、公共交通の利用を促進するような施策が考えられるため、今後は、観光経済局が担当する部分なのか、市場が担当する部分なのかを明確にし、地元の方々にしっかりと説明する対応を取ってもらいたい。

(質問)

生活環境美化経費は、地元自治会などにより実施された川溝清掃に伴う土砂等の回収や運搬に係る経費とのことだが、当該予算は前年度と比較して増加しているのか。

(答弁)

基本的に川溝清掃に伴う土砂等の回収や運搬業務は 17 人の直営職員で行っており、職員だけでは手が回らない 6、7 月の時期と 12 月の一斉清掃の際に同業務の一部を外部に委託している。

委託費としては必要額には少し足りておらず、直営職員の残業により何とか対応している状況である。

(質問)

地域で行う川溝清掃の現状として、高齢化によりグレーチングやコンクリート蓋のある側溝の清掃は、体力的に困難になってきていたり、清掃中にけがをするリスクも増えていることに問題意識を持っている。

こうした状況を考えると、運搬業務だけでなく清掃業務に関しても、市がもっと予算を投入して対応する必要があると思う。

これには河川管理部局との話し合いも必要かもしれないが、横断的にこうした予算を増やす必要があるという議論を進めてもらいたいだろうか。

(答弁)

周辺環境の維持については、地域住民の尽力によって保たれているのが現状で、私が所属している自治会でも高齢化が進んでおり、川溝清掃だけでなく、通常の草刈りでもかなりの負担となっている。町内清掃の回数を減らすなどの対応をしているが、大きな危機感を持っている。

しかし、周辺環境の清掃に市費を投じるとなると莫大な費用がかかるため、基本的には市民が立ち入ることが危険な場所を除いては周辺住民に清掃をお願いせざるを得ない。

市全体の経費の中で周辺環境の美化にどれだけ割り当てることができるのかという問題もあり、厳しい現状は十分に理解しているが、予算化は難しい状況であるため、地域住民の方々と協力して、環境美化を継続してもらいたいと考えている。

(要望)

難しい要望であることは認識しているが、何とか部局を横断し前向きに検討してもらいたい。

(質問)

し尿収集等経費の内訳はどうなっているのか。

(答弁)

同経費には主にし尿収集車両の燃料代や修理費が計上されており、収集職員の給与は計上されていない。

(質問)

し尿収集車両の保有台数と収集量はどのようになっているのか。

(答弁)

現在、予備車両を含め 11 台保有しており、収集量については、直営職員が収集したもので、令和 5 年度は 4,416 キロリットル、令和 4 年度が 4,709 キロリットル、令和 3 年度が 5,099 キロリットルと減少傾向である。

(質問)

収集車両は最低保有台数を決めていたと思うが、それが 11 台ということなのか。

(答弁)

現在、大型の収集車両が 10 台、さらに細い路地に

対応するための軽自動車 が 1 台ある。最低限の台数で運用しているが、車検や点検、さらに定期的な収集以外で「すぐに収集に来てほしい。」という要望に応えるための予備車を含め、現在 11 台で運用している。

(質問)

民間委託などにより、さらに保有台数を減らすことは難しいのか。

(答弁)

令和 5 年度には 1 台減らしている。

し尿収集量自体は、下水道接続などにより減少しているが、収集箇所にはくみ取りにくい場所が残っており、単純に収集量が減少したからといって、車両台数を減らすことは難しいと考えている。

また、収集車には点検や車検が必要で、かつ道路状況が悪い場所を進むため故障も非常に多いことから予備車も活用している状況である。

現場としてはぎりぎりの運用状況であるという認識だが、今後も引き続き台数について精査し、適切な台数で運用していきたい。

(質問)

鳥獣総合対策事業費の内訳はどうなっているのか。

(答弁)

基本的には有害鳥獣の捕獲事業等に関する経費と、それに伴う鳥獣対策活動にかかるものに対して支出する経費となっている。その中でも、整備事業費については、シカやイノシシによる農林業被害を防ぐための侵入防止柵の整備に必要な資材の購入経費である。

(質問)

市内における侵入防止柵整備の進捗状況はどうなっているか。

(答弁)

同整備事業は、地域からの要望に基づいて侵入防止柵の資材を提供するものである。

市内の山際の総延長が分からないため、整備完了区間を割合で示すことはできないが、令和 5 年度においては 13 の農区からの要望に全て対応し、約 7.8 キロメートルの防止柵の整備が完了している。

これまで、多い年度では約 20 キロメートルを整備しており、令和 4 年度は約 12 キロメートル、令和 3 年度は約 11 キロメートル、令和 2 年度は約 10 キロメートル、令和元年度は約 15 キロメートルが整備され

た。

かつては、地域からの要望に対し、当該年度中の資材提供が追いつかないこともあったが、ここ数年はそれも解消され、令和6年度も要望どおりの資材提供が可能となる見込みである。

なお、同整備事業は国庫補助事業として実施してきたが、鳥獣による生活被害もあるため、令和6年度からは実験的に市単独事業として大塩・的形地区において整備を進めているところである。

(要望)

地域からの要望には十分対応できているとのことであるが、まだまだ市民から鳥獣被害の相談を受けることも多いことから、さらに対策が進むよう取り組まれない。

農林水産環境局終了

11時55分

農業委員会事務局

11時55分

送付議案説明

- ・議案第96号 令和5年度姫路市一般会計決算認定について

質疑

11時57分

(質問)

農業委員会費の委託料の不用額約1,400万円は、地域計画の策定に係る目標地図作成業務の内製化により発生したということだが、どのような理由から業務の内製化に至ったのか。

また、1,400万円もの委託料に相当する業務量は非常に膨大であると推察するが、どのようにして対応したのか。

(答弁)

地域計画の策定に当たって、農業委員会は意向調査から目標地図素案までの作成業務を担当している。当初はGIS等を利用した市独自システムの構築を含めて、それらを業務委託によって実施していこうとしていた。また、令和5年夏頃に、国から提供される農業委員会サポートシステムの地域計画に関する機能の詳細説明があったことから、国のシステムを利用して業務を行うことも平行して検証していた。

その後、業務委託によって業務を進めるにつれ、データの精査は市で全て行うことになり、委託に出すことでかえって時間がかかってしまう面があることが

判明した。

また、地域計画の策定は、全国で一斉に始まった前例がない業務であることから、職員が国のシステムを利用してデータを精査し、意向調査及び目標地図素案の作成を行うこととしたというのが内製化の経緯である。

職員の時間外勤務が増加したが、現在の業務の進捗としては、約100地域に対して調査票を発送済みで、約23地域に対して発送準備中である。

また、本調査結果をまとめ、地図に当てはめたものを25地域に対して発送済みである。

(質問)

かなりたいへんな業務であったことと思われるが、今後の業務内容の見込みを説明してもらいたい

(答弁)

意向調査から目標地図素案の作成までの作業は進行中であり、残りの地域についても令和7年3月中に全て完了させることを目指している。

実際に計画を策定するのは農政総務課となるので、今後は同課に業務がシフトしていくこととなる。

(質問)

農業委員会から発出された意向調査の調査票に、後継者の有無や農地の管理ができるかなどの項目があるが、後継者はおらず、管理もできないため放置するしかないという回答になることは目に見えている。

地域計画を策定するのはよいが、農業委員会は今後、農地をどのようにしようと考えているのか。

(答弁)

国は、地域計画の策定によって担い手やその候補となる人のいる地域を把握し、それらの人に農地を集約していくことで、農地を維持していこうと考えており、農業委員会としても、その取組が進むように連携していく。

しかしながら、そのような担い手がない農地については、国も対策を示せていない状況である。

今後、守るべき農地と守ることが困難となる地域を区別し、地域の農地や周辺環境を維持していくための方策を地域住民と話し合い、地域計画としてどのようなことを進めていくかになる。

(要望)

集落営農により頑張っている地域も高齢化と後継

者不足により維持できなくなるのは目に見えている。

そのような状況に対して、農業委員会は地図を作成するだけで、後は農政総務課に任せるというのではなく、農業委員会としても、農地を守る取組をするべきではないのか。

市街化調整区域の規制を行うだけでは状況は改善されないで、農業者の減少や放棄田の増加に対する根本的な解決策について考えてもらいたい。

(質問)

市街化調整区域内の田への太陽光発電設備の設置に際しては、農業委員会に対して農地転用の届出をする必要があり、農業委員会は同届出に際して農区長の押印を求めているが、それでは、農業委員会が行うべき太陽光発電への農地転用の許可の判断を農区長に責任転嫁していることになるのではないのか。

農区長が農地を守るために、太陽光発電への転用届に押印を拒否すると、事業者から訴えられ、敗訴するという事例もあると聞く。

太陽光発電設備の設置を目的とする農地転用に對する規制や許可の基準を示すなど、農業委員会としての責任を果たすべきと考えるがどうか。

(答弁)

農振農用地の真ん中に太陽光発電設備を設置できないなど、法的根拠のある設置規制に基づく判断は農業委員会でもできるが、山際や農地が密集している区画に設置する場合などの農業上の影響は地域の人でないと分からないため、農区の代表として、それを確認してもらおう意味で農区長の押印を求めている。

(要望)

多くの農区長は、太陽光発電施設が増えていくとその地域の田が荒廃していくことが分かっているため、なんとか止めたいと思っているが、止める手立てがない状況である。

現在、太陽光発電を設置しようと様々な業者が来ている。

現状をきちんと認識し、押印を求めるのであれば、農区長が判断できるようにしてもらいたい。

(質問)

農地転用の届出に対し、農区長の押印のみで判断せず農業委員会は現地を見て許可の判断をしているのか。

(答弁)

許可に際しては必ず農業委員・推進委員により現地を確認しており、意見を付して兵庫県へ送付している。

また、地元農区長へは、農地転用に係る周辺農業への影響について意見を聞くものであり、決して農区長に転用許可の責任を押し付けているわけではない。

(質問)

太陽光発電設備の設置を農業委員会が止めた例はあるのか。

(答弁)

農地転用の届出は、農地法上の手続であり、太陽光発電設備の設置自体についての判断はできかねているのが実情である。

(質問)

農区長の押印を、農地転用の届出の要件にしているのなら、農業委員会は農区長の押印の有無で農地転用許可の可否を判断していると言われても仕方ないと思うがどうか。

(答弁)

農地転用の手続において、法的には農区長の押印は必須とはされておらず、農区長の同意がない場合でも農地転用が許可されている事例はある。

しかしながら、農地転用に当たっての、太陽光設置業者と地元農区との条件交渉等ができる限り円満に行われるよう押印を求めているところもあるので理解してもらいたい。

(要望)

届出があれば許可するという形では何のために農業委員会があるのか分からないので、責任の所在をはっきりさせるべきだと思う。

増加し続けている太陽光発電設備の設置を規制する法律はないのかもしれないが、農業委員会として、今後、農地をどうするかということを考えてもらいたい。

(意見)

単に農区長の判断を知りたいというだけであれば、押印を求めなくてもよいのではないのか。

それにもかかわらず押印を求めているということは、実質的に農区長に判断をさせていると言わざるを得ない。

(質問)

地域計画の策定に係る意向調査を実施する目的は何なのか。

(答弁)

農村部で農家の人口減少が特に激しくなっており、農地の維持が全国的に困難になりつつある状況に対し、農業経営基盤強化促進法において、将来の地域の在り方を話し合うために地域計画を策定することが義務付けられた。

地域計画の策定には行政が参画するが、地域が話し合っ

て決めることとされており、その話合いの基礎材料とするために、個々の農地の所有者や耕作者がどのような認識を持ち、将来どうしたいのかを確認するために意向調査を実施している。

そして、意向調査の結果から、将来的に農業を続けるのかどうかを地図上で見える化して地域に示し、それを踏まえて、地域で検討できるようにすることが目的である。

(意見)

将来的に農業を続けるのかどうかを地図上で見える化して地域に示しても、地域が希望する土地利用ができるかは別問題で、結局は希望どおり農地を残すことなどできないのにもかかわらず、地域に考えさせるから不満が出る。

(質問)

地域計画の策定を通じて農地の集約をしたとして、農業委員会は農地の維持のためにどのような取組を

していこうと考えているのか。

(答弁)

農業を続けられない人から農地を一旦預かり、担い手に貸し出すことができる県の農地中間管理機構というものがあり、農地を探している人は、まずはそれを利用することが考えられる。

また、農地を探している人が農業委員会に相談に来た際は、農業委員会サポートシステムに集積した意向調査の結果を利用して、農地を紹介することもできる

と考えている。

例えば、広い土地で農業をしたい人にそのような土地を紹介したり、獣害の問題などもある山際の土地で農業を始めようとしている人に助言したりすること

(質問)

維持管理ができなくなった農地を管理できる人に託す方向へ誘導するために、国から農地の所有者にある程度の負担がかかるような施策や規制が出てくるのではないかと心配している人が多いが、実際にそのようになるのか。

(答弁)

いわゆる遊休農地になってしまっているが、何も対策していない人は多く、農業委員会でも必要に応じて文書指導している。

市街化調整区域では、農地法第 36 条により農地中間管理機構と協議する旨の勧告をすれば、固定資産税が宅地並みに上がる。実際に適用した例はないが、今後、同法の規定を活用することも考えられる。

農業委員会事務局終了

1 2 時 2 2 分

散会

1 2 時 2 2 分

【経済観光委員会（農業委員会事務局）の審査】